

Q&A(特別(主観)点に関すること)

★ 電子調達共同利用システムの「FAQ(よくある質問)」「初めてご利用の方」もあわせてご覧ください

No	分類	質問	回答
1	特別点	労働安全講習受講実績報告書について、研修を受講した者が、申請日時時点で退職していても加点対象となりますか。	申請日時時点で退職されている方の受講実績は加点対象とはなりません。
2	特別点	学校支援企業等について、1年だけでも実施していれば評価されますか。	3年間のうち、1回でも実績があれば加点対象となります。
3	特別点	次世代育成支援及び女性の活躍促進における一般事業主行動計画の加点対象となる計画期間はいつになりますか。	申請日時時点で計画期間内であれば加点対象となります。
4	特別点	プレミアムこころカンパニー知事表彰及びしまね女性の活躍応援企業知事表彰について、加点対象となる年度はいつになりますか。	H30・R元・2年度の知事表彰受賞企業が加点対象となります。
5	特別点	安全衛生教育研修の受講は1講座、1名受講につき2点(最大10点)となっているが、どのように加点されますか。	1人で5講座を受講しても10点ですし、5人で1講座を受講しても10点となります。但し、指定の8講座のみが、加点の対象講座となります。
6	特別点	ハートフルしまねの創設前に河川愛護団体に登録しているが、加点対象となりますか。	ハートフルロード、河川愛護団体等が統合拡充されて、H22.4.1から「ハートフルしまね」が創設されていますが、それ以前に認定された団体も「ハートフルしまね」に認定されているとみなしますので、各団体の認定証の写しを提出してください。 なお、加点には、どの団体の認定であっても過去3年間に「ハートフルしまね」としての美化活動または草刈活動を2回以上(道路の美化活動のみは4回以上)の活動実績が必要です。
7	特別点	防災対策の加点について、上限は30点ですか。	4項目のうち、どの組み合わせで申請されても、上限は30点となります。したがって、県と協定(防災協定・家畜伝染病防疫対策協定)を締結している団体に両方加盟していれば、最大加点30点を受けられます。
8	特別点	継続学習への取組状況について、CPDSおよびCPDの取得単位数の対象期間はそれぞれいつからいつまでですか。	CPDS: 申請日前5年間(H28.12.1~R3.11.30) CPD: 過去5年間(H28~R2年度) 建築施工CPD: 過去5年間(H28~R2年度)
9	特別点	雇用の確保について、新たな資格を取得した場合に加点とあるが、雇用年月日が前々回(H29・30)の若年者雇用で加点される期間に該当しているものが、新たな資格を取得した場合に加点対象となりますか。	①前々回(H29・30)に若年者雇用で加点され、②前回(H31・32)に継続雇用で加点された同一の者が、③今回(R4~6)に新たな資格を取得した場合に加点対象となります。 なお、①~③のような段階的加点については、今後(R7以降)も継続するかどうかは不明です。しかしながら、段階的加点を見据えて、今回(R4~6)の若年者雇用で上限数(5名)を超えて申請されることに制限はありません。適宜、様式第7号を加工(行追加)して申請ください。
10	特別点	技術者(技能者)の在籍状況について、アスファルト舗装工事の加点対象として「車両系建設機械運転技能講習修了者」とあるが、「小型移動式クレーン運転技能講習」は対象となりますか。	アスファルト舗装工事に関する加点であるため、対象は「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)」に限ります。
11	特別点	雇用の確保について、新たな資格を取得した場合に加点とあるが、建設業法に係る主任技術者になれる資格の一覧表【手引き(個別編:工事)】の中で、資格取得後の実務経験が必要になる場合、実務経験証明書の提出は必要であるか。	島根県ホームページに、実務経験証明書【参考様式】を掲載しましたので、該当する資格(例:第2種電気工事士《免状交付後の実務経験:3年》、職業能力開発促進法における「技能検定」の合格後3年以上の実務経験等)で申請される場合は、実務経験証明書【参考様式】を提出願います。